

町有地を売却します

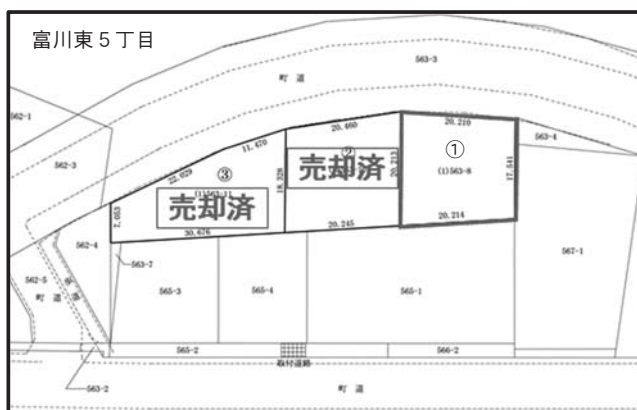
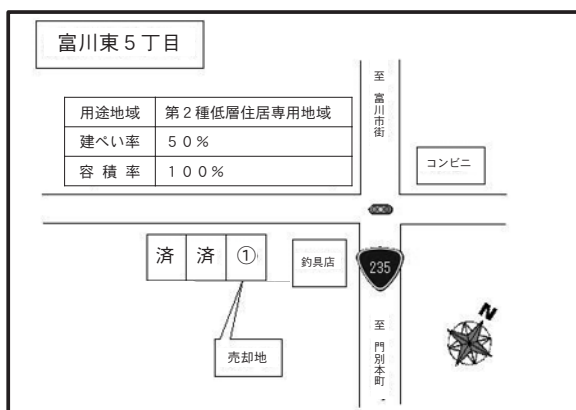
町では、随時募集(先着申込者への売り払い)により町有地を売却します。

◎ 物件

番号	所在地	地目	面積	売却価格
①	日高町富川東5丁目563-8	宅地	380.70㎡(約115坪)	2,420,000円

※この物件は、予告なく中止または変更される場合がありますのでご容赦ください。

◎ 売却地位置図



◎ 募集案内書(申込書)について

募集案内書(申込書)については、日高町ホームページ(町有地をお売りします)からダウンロードしていただくか、管財建築課財産管理グループ(電話01456-2-6187)へお申し込みいただければ郵送いたします。

◎ 申込期間

平成26年12月1日(月)から平成27年2月27日(金)まで

申込資格、方法等の詳細は、日高町ホームページをご覧ください。管財建築課へお問い合わせください。

<お問い合わせ先> 役場管財建築課 財産管理グループ 電話 01456-2-6187

門別警察署からのお知らせ

～社会に広げよう被害者支援の輪～ 11月25日～12月1日は【犯罪被害者週間】

警察では事件や事故被害に遭った方や家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題などで悩んでいる方などの相談を受け付けています。

また、事件や事故による心の傷が癒やされず悩んでいる方のために、民間被害者相談窓口のカウンセラーがあなたのお話を伺います。

【警察相談電話】

○ 被害者相談

- ・性犯罪被害110番(フリーダイヤル) 0120-756-310
(携帯電話から) 011-242-0310
- ・暴力相談電話 011-222-0220
- ・少年相談110番(フリーダイヤル) 0120-677-110

○ 一般相談

- ・警察本部相談専用電話(24時間対応) #9110(シャープ9110)
- ・門別警察署 01456-2-0110

【民間被害者相談電話】

- ・北海道被害者相談室(札幌) 011-232-8740
- ・苫小牧地区被害者相談室 0144-37-7830

人権擁護委員の委嘱について

平成26年10月1日付けで、法務大臣から門別地区の武田宣昭氏(再任)、同じく廣瀬芳子氏(新規)の2名の方が人権擁護委員として委嘱されました。

人権擁護委員は、法務局と連携し、人権についての困りごとや心配ごとなどの相談を受けたり、人権の大切さについて理解を深めてもらうための啓発活動を行っています。

人権問題等でお悩みの方は、相談は無料で、秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

日高町では今回委嘱された方以外に3名の人権擁護委員が委嘱されております。

〈日高地区〉 舘 行環、今 秀記

〈門別地区〉 高柳 松郎

【お問い合わせ先】 札幌法務局日高支局 電話 0146-42-0415

～ 農業者年金に加入しませんか ～

● 農業者の方なら加入できます

国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事する20歳から60歳未満の農業者の方ならどなたでも加入できます。

● 少子高齢時代に強い年金です

自ら納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。加入者・受給者の数に左右されることがなく、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもない安定した年金制度です。

● 保険料の額は自由に設定できます

将来自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められ(月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で変更可能)、農業経営の状況や老後の設計に応じて、いつでも見直すことができます。また、翌年分を一括して支払う前納の仕組みもあります。

● 終身年金で80歳までの保証付きです

農業者年金は終身年金なので生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前になくなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族(死亡した方の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹であり、死亡当時、生計を同じくしていた者)に支給されます。

● 税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。(民間の個人年金の場合は、控除額の上限が5万円(平成24年以降の保険契約については4万円)です)

【お問い合わせ先】 日高町農業委員会 事務局 電話 01456(2)6189
日高総合支所 地域経済課 電話 01457(6)2024



工業統計キャラクター・コワちゃん

平成26年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は26年12月31日です。

調査票へのご回答をお願いいたします。

経済産業省・北海道・日高町